

事 例 名	処 理 区 分	処 理 内 容
<p>( 食品衛生法 )</p> <p>41. 食物に直接ふれることのない機械の部品の食品等輸入届出書の提出</p> <p>42. 加工用中間原料のラベル表示の免除</p> <p>43. EDBの残留濃度検査期間の短縮</p> <p>44. 乳製品及びジュース等の規格等の制定過程及び内容の明確化</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>食品に直接触れることのない機械の部品は届出の対象としていない。</p> <p>利用者に対する情報提供等のため、不可欠である。</p> <p>56年12月検査の簡素化を図った。(運用で措置済み)</p> <p>規格基準等の英文化を行った。引き続き食品添加物の公定書の英文版の改訂等を行う。在京大使館、業界団体等に対し情報提供を行う。</p>
<p>( 食品衛生法 )</p> <p>( 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 )</p> <p>(45) 同種表示の統一</p>	<p>A</p>	<p>関係法令は重複して表示することを要求していない。更に、周知徹底を図るため厚生省食品衛生監視員事務所に品質基準の手引き(JAS)を備え置き、輸入関係者に提供する等の措置を講ずる。</p>
<p>( 水道法 )</p> <p>46. 米国の水質検査方法(AMCO, AEP-1)の採用</p>	<p>B</p>	<p>米国からの資料の提出があれば、日本の検査体制に照らした技術的な検討を直ちに行う。(内規)</p>

事 例 名	処 理 区 分	処 理 内 容
( 家畜伝染病予防法 )		
47. ベルギー産加工食肉の輸入検疫	A	ベルギーに対し、資料を要求中であり、提出資料を検討の上、同国に専門家を派遣し、最終結論を出す予定である。(省令)
48. アルゼンチン産牛肉の輸入検疫	D	アルゼンチンでは、口蹄疫が発生しており、輸入解禁できないが、指定工場で所定の基準により加熱処理したものは、輸入禁止の対象から除外している。
49. ユーゴスラビア、ルーマニア、オーストリア産	A	三国の家畜衛生状況について調査し、56年11月に解禁等を行った。
加工食肉の輸入検疫		(省令)(措置済み)
50. 生体牛の検査施設の拡充	A	既存検査施設の収容能力は、全体として十分な状況となっている。
		一部検査施設への集中は事前届出の活用により回避している。(措置済み)
( 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 )		
51. 缶詰の製造年月日の刻印	A	農林規格検査所等に対し、56年度中に文書で指示を行う。
52. 果肉缶詰の個数表示	B	消費者保護の観点にも留意して引き続き検討を行う。
53. 合板規格の改正	A	白腐れについてはまだ試験の段階にあるが、試験を終了した接着力及び節に係る部分については、具体的基準に関し合板業界等国内関係者と協議の上、できるだけ早期に改正案を取りまとめ関係国に提示し、当該関係国の理解が得られれば、所要の手続を経て、規格の改正を行う。(告示)

事 例 名	処 理 区 分	処 理 内 容
<p>(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律)</p> <p>54. ラジアタパイン製材に係るJ A Sの改正)</p>	A	<p>ニュージーランド、チリから改正要望のあったJ A S平均年輪幅基準については、これを受けて、56年12月J A S規格を改正した。(告示) (措置済み)</p>
<p>(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律)</p> <p>(食品衛生法)</p> <p>(45) 同種表示の統一</p>	A	<p>関係法令は重複して表示することを要していないが、更に周知徹底するため、厚生省食品衛生監視員事務所に品質表示基準の手引きを備え置き、輸入関係者に提供する等の措置を講ずる。</p>
<p>(農業機械化促進法)</p> <p>55. 農業用トラクターの検査期間の短縮化</p>	A	<p>1年以上異っていた検査期間は、最近半年程度に短縮されている。 (措置済み)</p>
<p>(農薬取締法)</p> <p>56. 農薬の新規登録の取扱いの明確化</p>	A	<p>53年以降毒性試験に着手した農薬を含め、56年以降も従前通りの取扱いをすることとしている。(措置済み)</p>
<p>57. 毒性試験について、GLP制度の早期導入</p>	C	<p>農薬についてGLP制度を実施している国はない。</p>

事 例 名	処 理 区 分	処 理 内 容
( 植物防疫法 ) 58. 豪州産オレンジ生果実の輸入検疫	A	米国環境保護庁がEDB(オレンジのくん蒸剤)について使用規制を検討中であるので、とりあえずは、その結論が出る春頃(予定)まで米国における規制の推移を見極め、その上で輸入解禁のための手続を進める。 (省令)
59. 台湾産メロン等生果実の輸入解禁手続の簡素化	D	輸入解禁手続については、必要最小限のものであり、その簡素化は困難である。
60. フィリピン、アルゼンチン、トルコ、チリからの生果実の輸入検疫	D	当該国で害虫が撲滅されておらず、また完全な消毒方法が確立されていないので、輸入解禁を検討できる段階ではない。
61. 輸出国( EC )の検疫状況等に係る専門家の派遣	A	輸出国( EC )の輸出検疫方法の改善状況等につき視察等を行うため専門家を派遣する。(この場合、EC側から具体的な関件資料等の提出が必要である。)
62. 米国のさくらんぼ及びパイヤに関する日本からの植物防疫官の増員派遣	B	要員、他の派遣先国とのバランス、米国における検査場所等の改善状況等を勘案し、引き続き検討する。
63. 小麦粉等食料調整品の検査の廃止	D	小麦粉までの加工では、農林病虫害の寄主となりうるので、検査を行うことが必要である。

事 例 名	処 理 区 分	処 理 内 容
(家畜改良増殖法) 64. 牛の輸入精液の使用自由化	D	家畜の精液は、家畜の改良に対して長期にわたって大きな影響を与える 繊細微小な生命体であり、家畜改良の方向に沿って良質の精液を体系的に 使用していくための特別な配慮が必要であり、諸外国(フランス、スイス 等)においても規制が加えられている。なお、現在でも認められている学 術研究目的の輸入使用については更に広く熟知せしめる。

通 商 産 業 省

事 例 名	処 理 区 分	処 理 内 容
(家庭用品品質表示法) 65. 日本語以外の表示の容認	B	繊維製品の組成に係る外国語での表示の容認が消費者保護の観点から妥 当なものであるかについて調査・検討をしていく。(省令及び告示)
(消費生活用製品安全法) 66. スポーツ用品に対する基準の緩和	A	要望のあった金属バットについて安全基準を改正した。(省令)(措置 済み)
(高圧ガス取締法) 67. 化粧品用、エアゾール用スプレーの肉厚等の国 際規格の受入れ	A	国際規格はないが、安全性が確認され次第、米国の規格と同様の肉厚規 制とする。(省令)
68. 蓄圧器(アキュムレーター)につき同仕様の 機器の場合のチェックの迅速化	C	輸入検査を行っていない。

事 例 名	処 理 区 分	処 理 内 容
<p>(高圧ガス取締法)</p> <p>69. アルミニウム、ガスシリンダーの豪州規格協会 (SAA) の検査の受入れ</p>	A	<p>豪州側の高圧ガス容器の輸入検査手続にも問題 (二重検査) があるので、今後の日豪交渉を踏まえて、検査官派遣により二重検査を排除するよう措置したい。(省令)</p>
<p>70. 高圧容器 (空調設備) の耐圧試験等に関する ASME, UL 等によるデータの受入れ</p>	C	<p>輸入検査を行っていない。</p>
<p>71. 同貨物についての各輸入者毎の申請の弾力的運用</p>	C	<p>申請を一本化しても、耐圧試験等については、諸外国と同様に全数行い必要があるため、まとめて申請しても意味がない。</p>
<p>72. 耐圧試験等に関する米国内検査機関によるデータの全面受入れ</p>	A	<p>米国側は我が国のデータを一切受け入れていないが、我が国は破壊検査については、既に米国データを受入れており、耐圧試験等についても、今後の日米交渉を踏まえ、検査官派遣により二重検査を排除するよう措置する。(省令)</p>
<p>(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律)</p> <p>73. 既存化学物質の範囲の拡大、新規化学物質の審査基準の緩和及び試験期間の短縮化</p>	C	<p>環境の保全と健康障害の防止との観点から現在の審査手続等は不可欠であり、諸外国も同様である。また、試験方法は国際基準である OECD のガイドラインに沿ったものである。</p>
<p>74. 同一物質についての法律毎の重複申請の排除</p>	C	<p>両法律の趣旨・目的及び審査の観点異なるため、異質のデータを提出させており、そもそも重複申請ではない。</p>
<p>75. 少量化学品扱いの輸入限度量の拡大</p>	C	<p>国民の健康、安全の維持のため、緩和は困難であり、諸外国もほぼ同様の規制を行っている。</p>

事 例 名	処 理 区 分	処 理 内 容
( 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 ) 76. OECD 試験ガイドライン及びGLP原則に基づくデータの相互受入れ	A	海外試験データは既に受入れている。(運用)(措置済み)
77. GLP 制度の採用	A	OECDにおけるGLP制度の施行方法の結論をまって対応する。
( 計 量 法 ) 78. ヤード・ポンド法とメートル法の二重表示の受入れ	A	53年以来、二重表示を受入れている。(措置済み)
( 自転車競技法 ) 79. ECからの競輪用自転車輸入に関する困難の排除	C	日本自転車振興会に対し、登録申請も出されていない。要件に該当すれば競輪用自転車は外国製のものでも登録可能である。
( 電気用品取締法 ) 80. 技術基準の国際規格との統一の促進(電気コード)	A	56年度から計画的に検討を行っているが、この促進を図るとともに、調査結果に基づき逐次措置を講じていく。(省令)
81. 型式認可申請手続の簡素化	A	外国に比べても簡素化している。(省令)(措置済み)
82. 冷凍機器の絶縁抵抗、発生熱の基準の国際規格との統一	A	56年度から計画的に検討を行っているが、この促進を図るとともに、調査結果に基づき逐次措置を講じていく。(省令)
83. 電気製品の試験検査機関の韓国の代行機関の認可	A	我が国の試験機関が海外試験機関との間で契約に基づき試験データの相互活用を図れる制度を整備すべく、56年度中に所要の手続を終了する見込みであるので、このスキームにより対応していく。(通達)

事 例 名	処 理 区 分	処 理 内 容
( 電 気 用 品 取 締 法 ) 84. 電 気 製 品 の 安 全 基 準 の 緩 和	A	5 6 年 度 から 計 画 的 に 検 討 を 行 っ て い る が , こ の 促 進 を 図 る と と も に , 調 査 結 果 に 基 づ き 逐 次 措 置 を 講 じ て い く 。 ( 省 令 )
( 工 業 標 準 化 法 ) 85. 黄 銅 製 水 道 給 水 栓 の J I S 規 格 の 策 定	B	E C から 技 術 資 料 が 提 出 さ れ な い の で 我 が 方 で 研 究 中 で あり , 5 7 年 3 月 末 の 実 験 結 果 を み て 判 断 す る 予 定 で あり 。
86. J I S と 国 際 規 格 と の 統 一 の 推 進	A	国 際 規 格 ( I S O , I E C ) と の 整 合 性 確 保 の た め , 今 後 と も 改 善 を 推 進 す る 。

運 輸 省

事 例 名	処 理 区 分	処 理 内 容
( 道 路 運 送 車 両 法 ) 87. 審 査 官 の 海 外 派 遣	A	既 に 欧 米 諸 国 の 自 動 車 ノ ー カ ー に 出 張 審 査 の た め 審 査 官 を 派 遣 し て い る ( 措 置 済 み ) が , 要 望 に 応 じ 派 遣 対 象 の 拡 大 を 図 る 。 ( 運 用 )
88. 外 国 公 的 試 験 機 関 に よ る 試 験 結 果 の 受 入 れ	A	既 に 欧 州 諸 国 に お け る 外 国 の 公 的 試 験 機 関 に よ る 試 験 結 果 の 受 入 れ を 行 っ て い る ( 措 置 済 み ) が , 公 的 試 験 機 関 の 追 加 指 定 等 そ の 活 用 の 拡 大 を 図 る 。 ( 運 用 )
89. 外 国 作 成 試 験 デ ー タ の 受 入 れ	A	既 に 我 が 国 の 基 準 と 同 等 な 外 国 基 準 に よ り 実 施 さ れ た 試 験 結 果 を 受 け 入 れ て い る ( 措 置 済 み ) が , 要 望 に 応 じ 対 象 の 拡 大 を 図 る 。 ( 運 用 )



事 例 名	処 理 区 分	処 理 内 容
(道路運送車両法)		
90. 審査検査関係法令等の英文化	A	既に審査検査関係法令等の英文版を作成し、逐次改訂を行っている。 (措置済み)
91. 審査期間の短縮	A	既に輸入車について各型式ごとの審査期間を約2ヶ月に短縮している。 (措置済み)
92. 規制の適用時期の猶予	A	規制の実施に当たっては、一定期間適用を猶予している。(措置済み)
93. 排ガス平均値規制対象台数の引上げ	A	既に排ガスの平均値規制対象台数の引上げを行っている。(措置済み)
94. 型式指定の審査手続の簡素化	A	審査データの一部の削減等審査手続の簡素化を57年中に図る。 (措置済みを含む)(運用)
95. 排ガス試験における輸入組合加盟の代理店にも 並行輸入業者並みの取扱い	A	輸入組合加盟の代理店による少数台数輸入の場合も、簡易な方式を認め、 57年中に実施する。(運用)
96. 安全・騒音規制に関するメーカー自己責任制度 の採用及び陸運事務所における個別検査の省略	D	自動車の安全の確保、公害の防止のための制度の根幹に係るものである ため、現行制度を維持する必要がある。 なお、米国の要望の主旨(審査検査経費の低減等)を踏まえて、 ○提出データの削減 ○出張審査に加え書類の事前審査の活用による処理の早期化 ○米国政府試験機関による試験結果の活用の提案 について、所要の措置を図る。

郵 政 省

事 例 名	処理区分	処 理 内 容
( 公衆電気通信法 ) 97. 国際コンピュータアクセス・サービス ( ICAS ) の利用	B	データ通信全般の検討と併せ検討していく。

自 治 省

事 例 名	処理区分	処 理 内 容
( 消 防 法 ) 98. 危険物輸送に関し、E C 基準による容器の受入れ	A	IMCO 基準に適合する国際輸送用コンテナについては、危険物の規制に関する政令第 23 条を適用し、ISO 規格による緊結装置の設置を自動車に義務づけることを条件に、仕切板、防波板等を不要とし、陸上輸送を仕向地まで認める。

科 学 技 術 庁

事 例 名	処理区分	処 理 内 容
( 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 ) 99. 放射性同位元素の輸送に関する検査・証明の軽減	C	カナダからの要望には、誤解に基づく点も少なくないと考えられ、かつ、カナダ側の審査の実態等十分に把握する必要があるため、これらの点について調査をしているところである。